

日食協標準 EDI フォーマット「販売促進金システム」仕様書の記述追記のお知らせ

現在利用されている「日食協標準 EDI フォーマット」の「販売促進金請求データ」及び「販売促進金支払データ」の仕様書において、各「エンドレコード」上の消費税額(標準税率適用・軽減税率適用)に、符号(プラス・マイナス)の判定がないことについて、標準的な判定方法に関する補足事項を追記致しました。

また、販売促進金請求額及び販売促進金支払額に調整が発生した場合の標準的な対応方法として「販売促進金請求額の調整について」、「販売促進金支払額の調整について」を追記致しました。

なお、具体的な追記内容については、日食協 HP [「各種フォーマット」-「日食協標準 EDI フォーマット」-「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム【第九章 販売促進金システム Ver2】](#)」をご確認ください。

記

《一部記述追記仕様書》

酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム【第九章 販売促進金システム Ver2】

■追記箇所 P.132

【内容】

●8-11. 消費税額(標準税率適用)、8-12. 消費税額(軽減税率適用)の符号について

「8-9. 標準税率適用合計金額」及び「8-10. 軽減税率適用合計金額」が符号付き項目であるのに対して、当該項目は、符号付き項目ではないため、-(マイナス)のデータを送受信する必要がある場合、メーカー/卸、双方の合意により、次のどちらかの方法で判断する。

- ①「8-6. 計上区分」により、「8-11. 消費税額(標準税率適用)」及び「8-12. 消費税額(軽減税率適用)」の+-を判断
- ②「8-9. 標準税率適用合計金額」の符号により「8-11. 消費税額(標準税率適用)」の+-を判断、「8-10. 軽減税率適用合計金額」の符号により「8-12. 消費税額(軽減税率適用)」の+-を判断

●販売促進金請求額の調整について

販売促進金請求額に調整が発生した場合、再発行が望ましい。

■追記箇所 P.145

【内容】

●8-14. 消費税額（標準税率適用）、8-15. 消費税額（軽減税率適用）の符号について

「8-12. 標準税率適用合計金額」及び「8-13. 軽減税率適用合計金額」が符号付き項目であるのに対して、当該項目は、符号付き項目ではないため、－（マイナス）のデータを送受信する必要がある場合、メーカー/卸、双方の合意により、次のどちらかの方法で判断する。

- ① 「8-9. 計上区分（支払）」により、「8-14. 消費税額（標準税率適用）」及び「8-15. 消費税額（軽減税率適用）」の+-を判断
- ② 「8-12. 標準税率適用合計金額」の符号により「8-14. 消費税額（標準税率適用）」の+-を判断、「8-13. 軽減税率適用合計金額」の符号により「8-15. 消費税額（軽減税率適用）」の+-を判断

●販売促進金支払額の調整について

販売促進金支払額に調整が発生した場合、再発行が望ましい。

以上